○農林水産省告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市成羽町成羽字四手倉一五七〇の一二、岡山市北区建部町大田字須別当四八〇三の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字槙山尻二三八三から二三八五まで、字カヤ山二三八六、字家ノ上二三八七の一、字家ノ上奥二四一四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字家ノ上二三八七の一・字家ノ上奥二四一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県美作市宮原字桶シリ谷一二八一、字道ノ上へ一二九一の一、右手字大田布袋ケ迫三二七一、三二七六、字大田奥三三一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桶シリ谷一二八一・字道ノ上へ一二九一の一・字大田奥三三一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町物見字稗畑五二四、字桜尾六四三、六五二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字稗畑五二四・字桜尾六四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市上呰部（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字和合七九三の二・七九四・七九五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七九六、七九七（次の図に示す部分に限る。）、八〇一の一、八〇二、八〇三の一（次の図に示す部分に限る。）、八〇三の二、八〇四の一、八〇四の二、八〇五の一から八〇五の四まで、八〇五の五（次の図に示す部分に限る。）、八〇五の一二から八〇五の一四まで、八〇七の一、八〇七の三から八〇七の八まで、八〇七の一〇、八〇九、八一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町飯島四三八の一、四三八の五、本郷二四四九の一、二四四九の三、二四四九の四、二四五〇の一、二四五〇の三、二四五二、二四五三の一、二四五三の三、二四五四の一（次の図に示す部分に限る。）、二四五五の一、二四五五の二、二四五五の四、二四五六の一、二四五六の二、二四五六の四、二四五六の六、二四五六の七、二四五七の一、二四五七の二、二四五七の九から二四五七の一一まで